



長野県報

7月16日(火)
令和元年
(2019年)
第21号

目 次

条 例

長野県手数料徴収条例及び長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（消防課、薬事管理課、ものづくり振興課、人材育成課、河川課、建築住宅課、生活安全企画課）	3
特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（市町村課）	4
長野県県税条例等の一部を改正する条例（税務課）	4
長野県主要農作物及び伝統野菜等の種子に関する条例（農業技術課）	15
屋外広告物条例の一部を改正する条例（都市・まちづくり課）	16
県営水道条例の一部を改正する条例（水道事業課）	16
長野県立武道館条例（スポーツ課）	17

規 則

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則（税務課）	19
屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（都市・まちづくり課）	19
長野県立武道館規則（スポーツ課）	19

告 示

事務処理規則に基づく地域振興局長に交付の権限を委任する補助金等の指定（人事課）	20
平成31年3月29日専決処分した平成30年度補正予算の要領（財政課）	21
令和元年7月5日成立した令和元年度補正予算の要領（財政課）	22
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（保健・疾病対策課）	22
令和2年度長野県立高等学校入学者選抜要綱（高校教育課）	23

公 告

土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）	23
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	23
開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）	23

本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県手数料徴収条例及び長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第1号）

- 1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、手数料の額を改定しました。
 - 2 この条例は、令和元年10月1日から施行します。
-

◇ 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第2号）

- 1 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長、選挙分会長及び選挙立会人の報酬日額の改定を行いました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行し、令和元年5月15日以後その期日を公示され又は告示される選挙から適用します。
-

◇ 長野県県税条例等の一部を改正する条例（条例第3号）

- 1 地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり改正したほか、所要の改正を行いました。

(1) 法人事業税

特別法人事業税（国税）の創設に伴い、法人事業税の税率を引き下げました。

(2) 自動車税

ア 種別割の税率の引下げ

令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けた自家用の乗用車の種別割の税率を引き下げました。

イ 種別割の特例措置の見直し

環境負荷の小さい自動車を対象とした税率軽減の特例措置について、その対象となる自家用の乗用車を電気自動車等に限定しました。

ウ 環境性能割の税率の適用区分の見直し

環境インセンティブを強化するため、自家用の乗用車に係る環境性能割の税率の適用区分を見直しました。

エ 環境性能割の臨時の軽減

消費税率の引上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用の乗用車について、環境性能割の税率を1%分軽減しました。

- 2 この条例は、令和元年10月1日（一部の規定は、公布の日、令和2年1月1日、令和3年1月1日、同年4月1日、地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第13号に掲げる規定の施行の日）から施行します。
-

◇ 長野県主要農作物及び伝統野菜等の種子に関する条例（条例第4号）

- 1 主要農作物及び伝統野菜等（以下「主要農作物等」という。）の種子の生産等に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県が実施する施策その他必要な事項を定めることにより、主要農作物等の優良な種子の安定的な供給を図るために、次のとおり定めました。

(1) 定義

「主要農作物」を、稲、大麦、小麦、大豆及びそばと定義しました。

「伝統野菜等」を、県内において伝統的に生産されている野菜その他の農作物の品種で、種子生産を継続する必要があると知事が認めたものと定義しました。

(2) 基本理念

主要農作物等の種子の生産は、優良な種子が主要農作物等の品質の確保及び安定的な生産のために欠くことのできない重要なものであり、消費者への安全で安心できる食料の安定的な供給に資するものであるという認識の下、県及び関係機関の連携の下に行うことを基本理念としました。

(3) 県の責務及び種子管理団体等の役割

県の責務及び種子管理団体、種子生産者、種子生産関係団体の役割を定めました。

(4) 主要農作物の種子の生産と安定供給

主要農作物の優良な種子の生産及び安定的な供給を図るために、種子の計画的な生産並びには場及び生産物の審査等について定めました。

(5) 主要農作物の種子の生産に係る支援

県が行う、種子生産者の育成及び確保、種子の生産のための体制の整備等、主要農作物の種子生産者等への支援について定めました。

(6) 伝統野菜等の種子の生産等に係る支援

県が行う、採種の技術の指導及び品種の維持のための種子の保存等、伝統野菜等の種子の生産等への支援について定めました。

(7) 財政上の措置

主要農作物等の優良な種子の生産及び安定的な供給に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置について定めました。

2 この条例は、令和2年4月1日から施行します。

◇ 屋外広告物条例の一部を改正する条例（条例第5号）

1 景観法に基づく景観行政団体である飯島町が、屋外広告物の表示等の制限、違反に対する措置等に係る条例の制定及び改廃に関する事務を処理することができるようするため、所要の改正を行いました。

2 この条例は、令和元年8月1日から施行します。

◇ 県営水道条例の一部を改正する条例（条例第6号）

1 水道法施行令の一部改正に伴い、同令を引用している規定について所要の改正を行いました。

2 この条例は、令和元年10月1日から施行します。

◇ 長野県立武道館条例（条例第7号）

1 武道その他のスポーツの振興を図るために佐久市に設置する長野県立武道館について、その設置及び管理等に関し必要な事項を定めました。

2 この条例は、令和2年3月1日（一部の規定は、公布の日）から施行します。



長野県手数料徴収条例及び長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年7月16日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第1号

長野県手数料徴収条例及び長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例

（長野県手数料徴収条例の一部改正）

第1条 長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の7の項中「1万7,900円」を「1万8,200円」に改め、
同表の30の項中「20,600円」を「20,700円」に改め、

め、同表の36の項中「6,500円
4,500円
3,600円」を「6,600円
4,600円
3,700円」に改め、同表の38の項中「17,000円」を「18,000円」

に改め、同表の39の項中「9,000円」を「9,300円」に、「8,500円」を「8,800円」に、「8,400円」を「8,700円」に、「7,900円」を「8,200円」に、「7,600円」を「7,900円」に、「7,100円」

を「7,400円」に、「6,000円」を「6,200円」に、「5,500円」を

5,900円
5,200円
2,600円
2,000円

「5,700円」に改め、同表の41の項中

6,000円
5,300円
2,700円
2,100円

に改め、同表の43の項中「20,700円」を「21,400

円」に、「20,200円」を「20,900円」に改め、同表の66の項中

「8,000円」を「8,100円」に改め、同表の69の項

中「19,200円」を「19,300円」に、

「17,700円」を「17,900円」に改める。

（長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部改正）

第2条 長野県警察関係許可等手数料徴収条例（昭和29年長野県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第20号中「8,600円」を「8,700円」に改め、同項第21号及び第22号中「11,000円」を「12,000円」に改める。

第8条第5号中「12,300円」を「12,700円」に改め、同条第15号中「9,700円」を「9,800円」に改める。

第11条第15号中「38,000円」を「39,000円」に改める。

別表第3の2中 「

」 を 「

」 に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

消防課
薬事管理課
ものづくり振興課
人材育成課
河川課
建築住宅課
生活安全企画課

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年7月16日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第2号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第3の3中 「

」 を 「

」 に改め
 「

」 を 「

」 に改め

る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定は、令和元年5月15日以後その期日を公示され又は告示される選挙から適用する。

市町村課

長野県県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年7月16日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第3号

長野県県税条例等の一部を改正する条例

(長野県県税条例の一部改正)

第1条 長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第12条中「平成33年10月31日」を「令和3年10月31日」に改める。

附則第17条の6第1項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第3項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同項第4号中「平成32年度以降」を「令和2年度以降」に、「平

成32年度基準エネルギー消費効率」を「令和2年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第4項中「平成32年度基準エネルギー消費効率」を「令和2年度基準エネルギー消費効率」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

第2条 長野県県税条例の一部を次のように改正する。

第18条の3第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

第36条第1項第1号のウ中「によって」を「により」に改め、

「

」 を 「

」 に改め、
 同ウの表中 「

」 を 「

」 に改め、
 「

」 を 「

」 に改め、

同項第2号中「によって」を「により」に改め、同号の表中

「

」 を 「

」 に改め、同項第3号中「

」 を 「

」 に改め、

号中「によって」を「により」に改め、同号の表中

「

」 を 「

」 に改め、同條第2号中「

」 を 「

」 に改め、同條第3号中「

」 を 「

」 に改め、

項中「100分の1.3」を「100分の1」に改め、同條第3項第1号のウ中「100分の3.6」を「100分の1」に改め、同項第2号中「100分の6.6」を「100分の4.9」に改め、同項第3号中「100分の9.6」を「100分の7」に改める。

第40条第2項中「においては」を「には」に、「場合は」を「場合には」に、「なされた」を「あつた」に改め、同條第3項中「においては」を「には」に改め、同條第4項中「の専有部分」を「に規定する専有部分（以下この項から第6項までにおいて「専有部分」という。）」に、「においては」を「には」に、「1棟の建物」を「家屋」に、「共用部分」を「同法第2条第4項に規定する共用部分（次項及び第6項において「共用部分」という。）」に、「に規定する計算の例によつて算定して得られる」を「の規定の例により算定した」に、「天じょう」を「天井」に、「程度等」を「程度その他施行規則第7条の3第1項に規定する事項」に、「第7条の3の定める」を「第7条の3第2項から第4項までに規定する」に、「次項」を「第6項」に、「によつてあん分」を「により按分」に改め、同條第13項中「によつて」を「により」に、「又は」を「、又は」に、「がされた」を「があつた」に改め、同項を同條第14項とし、同條第12項中「によつて」を「により」に改め、同項を同條第13項とし、同條第11項中「第6項及び第7項」を「第7項及び第8項」に改め、同項第7号中「受くべき」を「受けるべき」に改め、同項を同條第12項とし、同條第10項中「の規定」を「又は施行規則第7条の3の2第4項若しくは第5項の規定」に改め、同項を同條第11項とし、同條第9項中「第7項」を「第8項」に、「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同項を同條第10項とし、同條第8項を同條第9項とし、同條第7項中「によつて」を「により」に改め、同項を同條第8項とし、同條第6項中「この条」を「この項及び次項」に、「附属設備」を「附帶設備」に改め、同項を同條第7項とし、同條第5項中「建物の区分所有等に関する法律第2条第4項」に改め、

を削り、「だけ」を「のみ」に、「においては」を「には」に改め、「同条第2項の」を削り、「同法」を「建物の区分所有等に関する法律」に、「に規定する計算の例によって算定して得られる」を「の規定の例により算定した」に、「によつてあん分」を「(居住用超高層建築物に係る共用部分のみの建築があつた場合には、前項各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合)により按分」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 建築基準法(昭和25年法律第201号)第20条第1項第1号に規定する建築物であつて、複数の階に人の居住の用に供する専有部分を有し、かつ、当該専有部分の個数が2個以上のもの(以下この項及び次項において「居住用超高層建築物」という。)において、専有部分の取得があつた場合には、前項の規定にかかわらず、当該専有部分の属する居住用超高層建築物(建物の区分所有等に関する法律第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。)の価格を、次の各号に掲げる専有部分の区分に応じ、当該各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合(専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他施行規則第7条の3の2第1項に規定する事項について著しい差異がある場合には、その差異に応じて施行規則第7条の3の2第2項及び第4項に規定するところにより当該割合を補正した割合。次項において同じ。)により按分して得た額に相当する価格の家屋の取得があつたものとみなして、不動産取得税を課する。

(1) 人の居住の用に供する専有部分 当該専有部分の床面積(当該専有部分に係る建物の区分所有等に関する法律第2条第2項に規定する区分所有者(次項において「区分所有者」という。)が同法第3条に規定する一部共用部分(附属の建物であるものを除く。)で床面積を有するものを所有する場合には、当該一部共用部分の床面積を同法第14条第2項及び第3項の規定の例により算入した当該専有部分の床面積。次号において同じ。)を全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して施行規則第7条の3の2第3項及び第5項に規定するところにより補正した当該専有部分の床面積

(2) 前号に掲げるもの以外の専有部分 当該専有部分の床面積 第40条の12の6の見出し中「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に改め、同条第1項中「農地利用集積円滑化団体等(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体又は」を削り、「以下この項」を「次項」に改め、「をいう。以下この条において同じ。」を削り、「第4条第3項第1号のロに規定する農地売買等事業(農地中間管理機構にあつては同法)を「(昭和55年法律第65号)」に、「事業をいい。」を「事業(」に、「当該期間」を「当該貸付期間」に、「同じ。」の」を「農地売買事業」という。」の」に、「にあつては、」を「には、」に、「(これらの土地の取得の日」を「(同日」に、「による」を「第2条第2項に規定する」に、「同法第2条第2項第2号」を「同項第2号」に、「、当該農地売買等事業」を「当該農地売買事業」に、「農地利用集積円滑化団体等の」を「農地中間管理機構の」に、「当該土地」を「これらの土地」に改め、同条第2項中「農地利用集積円滑化団体等が農地売買等事業」を「農地中間管理機構が農地売買事業」に改め、同項の表の第40条の12の4第4項の項から第40条の12の4第7項の項まで

の規定中「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に改める。

第65条第1項第1号中「以下の条」を「次項第1号」に改め、同号のア中「乗用車」を「営業用の乗用車」に改め、同アの(7)を次のように改める。

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この項において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則第9条の2第9項に規定するもの(以下この号及び次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第10項に規定するもの(以下この号及び次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

第65条第1項第1号のアの(4)を削り、同アの(4)中「平成32年度以降」を「令和2年度以降」に、「第4項」を「以下の条」に、「平成32年度基準エネルギー消費効率」を「令和2年度基準エネルギー消費効率」に改め、同(4)を同アの(4)とし、同号のエ中「第9条の4第4項」を「第9条の4第5項」に改め、同エの(7)を次のように改める。

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

第65条第1項第1号のエの(4)を削り、同エの(4)を同エの(4)とし、同エを同号のオとし、同号のウ中「第9条の4第3項」を「第9条の4第4項」に改め、同ウの(7)を次のように改める。

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

第65条第1項第1号のウの(4)を削り、同ウの(4)を同ウの(4)とし、同ウを同号のエとし、同号のイ中「第9条の4第2項」を「第9条の4第3項」に改め、同イの(7)を次のように改める。

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒

素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

第65条第1項第1号のイの(イ)を削り、同イの(ウ)を同イの(イ)とし、同イを同号のウとし、同号のアの次に次のように加える。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第2項に規定するもの

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

第65条第1項第2号中「。次項」を「。次項第3号」に改め、同号のア中「第9条の4第5項」を「第9条の4第8項」に改め、同アの(7)を次のように改める。

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第19項に規定するもの（次項第3号において「平成30年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。

b 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第20項に規定するもの（以下この号及び次項第3号において「平成21年軽油軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

第65条第1項第2号のアの(イ)を削り、同アの(ウ)を同アの(イ)とし、同号のイ中「第9条の4第6項」を「第9条の4第9項」に改め、同号のウ中「第9条の4第7項」を「第9条の4第10項」に改め、同ウの(7)を次のように改める。

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあつては、平成30年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第24項に規定するもの（次項第3号において「平成28年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

b 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第25項に規定するもの（以下この号及び次項第3号において「平成21年軽油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

第65条第1項第2号のエを削り、同号のオ中「第9条の4第9

項」を「第9条の4第11項」に改め、同オを同号のエとし、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第2号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第6項に規定するもの

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第16項に規定するもの（以下この号及び次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第17項に規定するもの（以下この号及び次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第7項に規定するもの

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

第65条第2項第1号のア中「乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラック」を「営業用の乗用車」に、「第9条の4第10項」を「第9条の4第12項」に改め、同アの(7)を次のように改める。

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

第65条第2項第1号のアの(イ)を削り、同アの(ウ)を同アの(イ)とし、同号のウ中「第9条の4第12項」を「第9条の4第16項」に改め、同ウの(7)を次のように改める。

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

第65条第2項第1号のウの(イ)を削り、同ウの(ウ)を同ウの(イ)とし、同ウを同号のオとし、同号のイ中「第9条の4第11項」を「第9条の4第15項」に改め、同イの(7)を次のように改める。

(7) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

第65条第2項第1号のイの(イ)を削り、同イの(ウ)を同イの(イ)とし、同イを同号のエとし、同号のアの次に次のように加える。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第13項に規定するもの

(7) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第14項に規定するもの

(7) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

第65条第2項第2号のア中「第9条の4第13項」を「第9条の4第19項」に改め、同アの(7)を次のように改める。

(7) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年軽油軽中量車基準に適合すること。

- b 平成21年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

第65条第2項第2号のアの(イ)を削り、同アの(ウ)を同アの(イ)とし、同号のイ中「第9条の4第14項」を「第9条の4第20項」に改め、同号のウ中「第9条の4第15項」を「第9条の4第21項」に改め、同ウの(7)を次のように改める。

(7) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成28年軽油重量車基準に適合すること。

- b 平成21年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化

物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

第65条第2項第2号のエを削り、同号のオ中「第9条の4第17項」を「第9条の4第22項」に改め、同オを同号のエとし、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第17項に規定するもの

(7) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

- b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第18項に規定するもの

(7) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

- b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第65条第4項中「及びイ」を「からウまで」に、「第1号のアに」を「第1号のアからウまでに」に、「平成32年度基準エネルギー消費効率」を「令和2年度基準エネルギー消費効率」に、「第9条の2第20項」を「第9条の2第27項」に、「同条第21項」を「同条第28項」に改め、同項の表を次のように改める。

左欄	中欄	右欄
第1項第1号 のアの(イ)	基準エネルギー消費効率であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）	法第149条第2項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び次項第1号において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の150を乗じて得た数値
第1項第1号 のイの(イ)	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の165
第1項第1号 のウの(イ)	基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度に	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の144

	おいて適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の115	
第2項第1号のアの(イ)	平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138
第2項第1号のイの(イ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第2項第1号のウの(イ)	平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138

第69条の6第1項第1号のイの(7)中「29,500円」を「25,000円」に改め、同イの(イ)中「34,500円」を「30,500円」に改め、同イの(ウ)中「39,500円」を「36,000円」に改め、同イの(エ)中「45,000円」を「43,500円」に改め、同イの(オ)中「51,000円」を「50,000円」に改め、同イの(カ)中「58,000円」を「57,000円」に改め、同イの(キ)中「66,500円」を「65,500円」に改め、同イの(ク)中「76,500円」を「75,500円」に改め、同イの(コ)中「88,000円」を「87,000円」に改め、同イの(コ)中「111,000円」を「110,000円」に改め、同項第5号のア中「23,600円」を「20,000円」に改め、同号のイ中「27,600円」を「24,400円」に改め、同号のウ中「31,600円」を「28,800円」に改め、同号のエ中「36,000円」を「34,800円」に改め、同号のオ中「40,800円」を「40,000円」に改め、同号のカ中「46,400円」を「45,600円」に改め、同号のキ中「53,200円」を「52,400円」に改め、同号のク中「61,200円」を「60,400円」に改め、同号のケ中「70,400円」を「69,600円」に改め、同号のコ中「88,800円」を「88,000円」に改める。

第144条第1項の表の過疎地域の項及び第144条の2中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

第145条の2第1項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附則第4条の4の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改め、同条第3項中「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第4条の4の3第3項中「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第4条の6及び第4条の9中「平成50年度」を「令和20年度」に改める。

附則第5条第1項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第7条第4項中「平成29年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附則第10条第1項中「平成29年度」を「令和2年度」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「令和2年度」に、「及び第4項」を「から第5項まで」に改め、同条第3項中「第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9」に改め、同条第4項中「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「同条第1項」を「同条第12項」に改め、同項を同条第5項

とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第2項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、法附則第34条の2第2項に規定する予定期間に内に確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当することが困難となった場合で施行令附則第17条の2第4項に規定する場合において、当該予定期間の初日から当該予定期間の末日後2年以内の日で同項に規定する日までの間に当該譲渡の全部又は一部が確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則附則第13条の3第11項に規定するところにより証明がされたときは、当該初日から施行令附則第17条の2第4項に規定する日までの期間を法附則第34条の2第2項に規定する予定期間とみなして、第2項及び次項の規定を適用する。

附則第11条の2の見出し中「の敷地」を削り、同条第3項中「前2項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「によって」を「により」に、「第11条の6第2項」を「第11条の7第5項」に、「同項」を「同条第5項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「第11条の6第1項に」を「第11条の7第4項に」に、「によって」を「により」に改め、「（同項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）」及び「（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同項の表中「第11条の6第1項」を「第11条の7第4項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等（震災特例法第11条の7第3項に規定する警戒区域設定指示等をいう。次項において同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納稅義務者が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。次項から第4項までにおいて同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項から第4項までにおいて同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第9条から前条までの規定を適用する。

附則第9条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第10条第3項	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11

		条の7第1項の規定により適用される場合を含む。)、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5(これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。)	改める。 附則第13条第1項及び第3項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。
附則第10条の2第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項	「100分の6.6」を「100分の4.9」に、「100分の7.9」を「100分の5.7」に、「100分の6.6」を「100分の4.9」に、「100分の7.9」を「100分の5.7」に改める。
前条第1項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。)	附則第13条の2の3第1項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「100分の15」を「100分の20」に改める。
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項	附則第13条の3中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。
2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者(以下この項において「被相続人」という。)の相続人(震災特例法第11条の7第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。)が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合(当該譲渡の時までの期間当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等を当該相続人の居住の用に供していない場合に限る。)における当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等(当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において当該家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡については、当該相続人は、当該家屋を当該被相続人がその取得をした日として施行令附則第27条の2第2項に規定する日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該家屋の敷地の用に供されている土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第9条から前条までの規定を適用する。			附則第14条第1項、第16条第1項、第3項、第4項及び第7項並びに第16条の2第1項及び第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。
附則第11条の4中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。			附則第17条の2の2第2項から第4項までの規定中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第5項中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同項第1号のアの(イ)中「平成32年度以降」を「令和2年度以降」に、「平成32年度基準エネルギー消費効率」を「令和2年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項第2号のイ中「平成32年度基準エネルギー消費効率」を「令和2年度基準エネルギー消費効率」に改め、同條第6項中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同條第7項中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同項第1号のイ及び同項第2号のイ中「平成32年度基準エネルギー消費効率」を「令和2年度基準エネルギー消費効率」に改め、同條第8項中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同項第1号のアの(イ)及び同項第2号のイ中「平成32年度基準エネルギー消費効率」を「令和2年度基準エネルギー消費効率」に改める。
附則第12条中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。			附則第17条の2の3中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。
			附則第17条の4第1項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。
			附則第17条の5の4に次の1項を加える。
2 自家用の乗用車に対する第65条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に行われたときに限り、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。			附則第17条の5の4を附則第17条の5の5とし、附則第17条の5の3の次に次の1条を加える。
			(自動車税の環境性能割が非課税となる一般乗用用のバスに係る路線)
第17条の5の4 法附則第12条の2の10第1項に規定する地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして条例で定めるものは、平均乗車密度に1日当たりの運行回数を乗じて得た数値が15以上150以下の路線のうち、地域住民の生活上必要なものとして規則で定め			

るものとする。

附則第17条の6の見出しを削り、同条の前に見出として「(自動車税の種別割の税率の特例)」を付し、同条第1項中「(第69条の6)」を「(第69条の6第1項第1号のアの(7))」に改め、「電気自動車をいう」の次に「。第3項第1号及び次条において同じ」を、「天然ガス自動車をいう」の次に「。第3項第2号及び次条第3項において同じ」を、「規定するメタノール自動車をいう」の次に「。次条第3項において同じ」を加え、「同項」を「法附則第12条の3第1項」に、「」及び「」を「次条第3項において同じ。」及び「」並びに「」を「次条第3項において同じ。」並びに自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。)、キャンピング車、」に改め、同項第1号中「ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成18年3月31日」を「法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車(第3項第4号及び第4項第1号において「ガソリン自動車」という。)又は同条第1項第5号に規定する石油ガス自動車(第3項第5号及び第4項第2号において「石油ガス自動車」という。)で平成20年3月31日」に、「この項」を「この条及び次条」に改め、同項第2号中「第149条第1項第5号」を「第149条第1項第6号」に、「その他の」を「(第3項第6号において「軽油自動車」という。)その他の」に、「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に改め、同項の表の第1項第1号のイの項及び第1項第5号の項を削り、同条に次の3項を加える。

3 次に掲げる自動車に対する第69条の6の規定の適用については、当該自動車(自家用の乗用車及びキャンピング車を除く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用の乗用車及びキャンピング車にあつては、令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第69条の6の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた第65条第1項第1号のアの(7)のaに規定する排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第1項に規定するものに適合するもの又は同法第41条の規定により平成21年10月1日(車両総重量(同法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。)が3.5トンを超える12トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第3項に規定するもの(以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則附則第5条の2第2項に規定するもの

(3) 法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自

動車

(4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第65条第1項第1号のアの(7)のaに規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第1号のアの(7)のbに規定する平成17年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同条第1項第1号のアの(1)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率(次号及び次項において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第5条の2第3項に規定するもの

(5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第65条第1項第2号のアの(7)のaに規定する平成30年石油ガス軽中量車基準(次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第2号のアの(7)のbに規定する平成17年石油ガス軽中量車基準(次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第5条の2第4項に規定するもの

(6) 軽油自動車のうち、第65条第1項第3号のアの(7)のaに規定する平成30年軽油軽中量車基準又は同号のアの(7)のbに規定する平成21年軽油軽中量車基準に適合する乗用車

左欄	中欄	右欄
第1項第1号のア	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	13,800円	3,500円
	15,700円	4,000円
	17,900円	4,500円
	20,500円	5,500円
	23,600円	6,000円
	27,200円	7,000円
	40,700円	10,500円
第1項第1号のイ	25,000円	6,500円
	30,500円	8,000円
	36,000円	9,000円
	43,500円	11,000円
	50,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	75,500円	19,000円
	87,000円	22,000円
	110,000円	27,500円

第1項第2号のア	6,500円	2,000円			24,400円	6,500円
	9,000円	2,500円			28,800円	7,500円
	12,000円	3,000円			34,800円	9,000円
	15,000円	4,000円			40,000円	10,000円
	18,500円	5,000円			45,600円	11,500円
	22,000円	5,500円			52,400円	13,500円
	25,500円	6,500円			60,400円	15,500円
	29,500円	7,500円			69,600円	17,500円
	4,700円	1,200円			88,000円	22,000円
第1項第2号のイ	8,000円	2,000円			3,700円	1,000円
	11,500円	3,000円			4,700円	1,200円
	16,000円	4,000円			6,300円	1,600円
	20,500円	5,500円			5,200円	1,300円
	25,500円	6,500円			6,300円	1,600円
	30,000円	7,500円			8,000円	2,000円
	35,000円	9,000円				
	40,500円	10,500円				
	6,300円	1,600円				
第1項第2号のウの(7)	7,500円	2,000円				
	15,100円	4,000円				
第1項第2号のウの(4)	10,200円	3,000円				
	20,600円	5,500円				
第1項第3号のアの(7)	12,000円	3,000円				
	14,500円	4,000円				
	17,500円	4,500円				
	20,000円	5,000円				
	22,500円	6,000円				
	25,500円	6,500円				
	29,000円	7,500円				
第1項第3号のアの(4)	26,500円	7,000円				
	32,000円	8,000円				
	38,000円	9,500円				
	44,000円	11,000円				
	50,500円	13,000円				
	57,000円	14,500円				
	64,000円	16,000円				
第1項第3号のイ	33,000円	8,500円				
	41,000円	10,500円				
	49,000円	12,500円				
	57,000円	14,500円				
	65,500円	16,500円				
	74,000円	18,500円				
	83,000円	21,000円				
第1項第4号	4,500円	1,500円				
	6,000円	1,500円				
第1項第5号	20,000円	5,000円				

4 次に掲げる自動車に対する第69条の6の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車及びキャンピング車を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車及びキャンピング車にあつては、令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第69条の6の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第5条の2第5項に規定するもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第5条の2第6項に規定するもの

左欄	中欄	右欄
第1項第1号のア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円

	17,900円	9,000円		38,000円	19,000円
	20,500円	10,500円		44,000円	22,000円
	23,600円	12,000円		50,500円	25,500円
	27,200円	14,000円		57,000円	28,500円
	40,700円	20,500円		64,000円	32,000円
第1項第1号のイ	25,000円	12,500円	第1項第3号のイ	33,000円	16,500円
	30,500円	15,500円		41,000円	20,500円
	36,000円	18,000円		49,000円	24,500円
	43,500円	22,000円		57,000円	28,500円
	50,000円	25,000円		65,500円	33,000円
	57,000円	28,500円		74,000円	37,000円
	65,500円	33,000円		83,000円	41,500円
	75,500円	38,000円	第1項第4号	4,500円	2,500円
	87,000円	43,500円		6,000円	3,000円
	110,000円	55,000円	第1項第5号	20,000円	10,000円
第1項第2号のア	6,500円	3,500円		24,400円	12,500円
	9,000円	4,500円		28,800円	14,500円
	12,000円	6,000円		34,800円	17,500円
	15,000円	7,500円		40,000円	20,000円
	18,500円	9,500円		45,600円	23,000円
	22,000円	11,000円		52,400円	26,500円
	25,500円	13,000円		60,400円	30,500円
	29,500円	15,000円		69,600円	35,000円
	4,700円	2,400円		88,000円	44,000円
第1項第2号のイ	8,000円	4,000円	第2項第1号	3,700円	1,800円
	11,500円	6,000円		4,700円	2,300円
	16,000円	8,000円		6,300円	3,200円
	20,500円	10,500円	第2項第2号	5,200円	2,600円
	25,500円	13,000円		6,300円	3,200円
	30,000円	15,000円		8,000円	4,000円
	35,000円	17,500円			
	40,500円	20,500円			
	6,300円	3,200円			
第1項第2号のウの(7)	7,500円	4,000円			
	15,100円	8,000円			
第1項第2号のウの(4)	10,200円	5,500円			
	20,600円	10,500円			
第1項第3号のアの(7)	12,000円	6,000円			
	14,500円	7,500円			
	17,500円	9,000円			
	20,000円	10,000円			
	22,500円	11,500円			
	25,500円	13,000円			
	29,000円	14,500円			
第1項第3号のアの(4)	26,500円	13,500円			
	32,000円	16,000円			

5 前2項の規定の適用がある場合における第69条の7の規定の適用については、第2項の規定を準用する。

附則第17条の6の次に次の1条を加える。

第17条の7 令和元年9月30日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車又はキャンピング車（以下この条において「自家用の乗用車等」という。）であつて長野県県税条例等の一部を改正する条例（平成29年長野県条例第7号）第2条の規定による改正前の長野県県税条例（以下この項において「平成29年改正前の条例」という。）第56条第1項の規定により平成29年改正前の条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車等であつて、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の法第146条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成29年改正前の条例に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。）又は同日までに法の施行地外において第57条第2項に規定する運行に相当するものとして施行規則附則第5条の2の2に規定するものの用に供されたことがある自家用の乗用車等であつて令和元年10月

1日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第69条の6第1項の規定にかかわらず、1台について次の各号に定めるものとする。

(1) 自家用の乗用車

- ア 総排気量が1リットル以下のもの及び電気自動車
年額 29,500円
- イ 総排気量が1リットルを超える、1.5リットル以下のもの
年額 34,500円
- ウ 総排気量が1.5リットルを超える、2リットル以下のもの
年額 39,500円
- エ 総排気量が2リットルを超える、2.5リットル以下のもの
年額 45,000円
- オ 総排気量が2.5リットルを超える、3リットル以下のもの
年額 51,000円
- カ 総排気量が3リットルを超える、3.5リットル以下のもの
年額 58,000円
- キ 総排気量が3.5リットルを超える、4リットル以下のもの
年額 66,500円
- ク 総排気量が4リットルを超える、4.5リットル以下のもの
年額 76,500円
- ケ 総排気量が4.5リットルを超える、6リットル以下のもの
年額 88,000円
- コ 総排気量が6リットルを超えるもの
年額 111,000円

(2) キャンピング車

- ア 総排気量が1リットル以下のもの及び電気自動車
年額 23,600円
- イ 総排気量が1リットルを超える、1.5リットル以下のもの
年額 27,600円
- ウ 総排気量が1.5リットルを超える、2リットル以下のもの
年額 31,600円
- エ 総排気量が2リットルを超える、2.5リットル以下のもの
年額 36,000円
- オ 総排気量が2.5リットルを超える、3リットル以下のもの
年額 40,800円
- カ 総排気量が3リットルを超える、3.5リットル以下のもの
年額 46,400円
- キ 総排気量が3.5リットルを超える、4リットル以下のもの
年額 53,200円
- ク 総排気量が4リットルを超える、4.5リットル以下のもの
年額 61,200円
- ケ 総排気量が4.5リットルを超える、6リットル以下のもの
年額 70,400円
- コ 総排気量が6リットルを超えるもの
年額 88,800円

2 前項の規定の適用がある場合における第69条の7の規定の適用については、同条中「同条」とあるのは「同条(附則第17条の7第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

3 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車等(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。)のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号

に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

左欄	中欄	右欄
第1号	29,500円	33,900円
	34,500円	39,600円
	39,500円	45,400円
	45,000円	51,700円
	51,000円	58,600円
	58,000円	66,700円
	66,500円	76,400円
	76,500円	87,900円
	88,000円	101,200円
	111,000円	127,600円
第2号	23,600円	27,100円
	27,600円	31,700円
	31,600円	36,300円
	36,000円	41,400円
	40,800円	46,900円
	46,400円	53,300円
	53,200円	61,100円
	61,200円	70,300円
	70,400円	80,900円
	88,800円	102,100円

4 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車等のうち、前条第3項各号に掲げるものに対する第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用車等が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車等の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自家用の乗用車等が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

左欄	中欄	右欄
第1号	29,500円	7,500円
	34,500円	9,000円
	39,500円	10,000円
	45,000円	11,500円
	51,000円	13,000円
	58,000円	14,500円
	66,500円	17,000円
	76,500円	19,500円
	88,000円	22,000円
	111,000円	28,000円

第2号	23,600円	6,000円
	27,600円	7,000円
	31,600円	8,000円
	36,000円	9,000円
	40,800円	10,500円
	46,400円	12,000円
	53,200円	13,500円
	61,200円	15,500円
	70,400円	18,000円
	88,800円	22,500円

5 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車等のうち、前条第4項各号に掲げるものに対する第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用車等が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車等の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車等が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

左欄	中欄	右欄
第1号	29,500円	15,000円
	34,500円	17,500円
	39,500円	20,000円
	45,000円	22,500円
	51,000円	25,500円
	58,000円	29,000円
	66,500円	33,500円
	76,500円	38,500円
	88,000円	44,000円
	111,000円	55,500円
第2号	23,600円	12,000円
	27,600円	14,000円
	31,600円	16,000円
	36,000円	18,000円
	40,800円	20,500円
	46,400円	23,500円
	53,200円	27,000円
	61,200円	31,000円
	70,400円	35,500円
	88,800円	44,500円

6 前3項の規定の適用がある場合における第69条の7の規定の適用については、第2項の規定を準用する。

附則第19条及び第20条第1項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

第3条 長野県県税条例の一部を次のように改正する。

附則第17条の6第1項第1号中「次条」を「次条第1項」に改め、同条第5項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項（第4号及び第5号を除く。）に掲げる自動車のうち、自家用の乗用車又はキャンピング車に対する第69条の6第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用車又はキャンピング車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車又はキャンピング車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第17条の7第4項及び第5項を削り、同条第6項中「前3項」を「前項」に改め、同項を同条第4項とする。

（長野県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 長野県県税条例等の一部を改正する条例（平成29年長野県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、長野県県税条例第56条の改正規定中「第80条第1号のイ」を「第147条第1号のイ」に、「第78条第1項」を「第145条第1項」に改め、同条例附則第13条の2の2中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項及び第5項を削る改正規定中「同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項及び第5項」を「同条第2項及び第3項」に改め、同条例附則第17条の6第1項の改正規定中「以下この条」を「第3項第2号」に、「（同項）」を「電力併用自動車（同項）」に、「（法附則第12条の3第1項）」に、「混合メタノール自動車（法附則第12条の3第1項）」を「混合メタノール自動車（同項）」に、「同条第1項」を「」を「電力併用自動車（）」に改め、「（同項において同じ）」を削り、「（に係る）」を「（令和元年度分）」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に、「（に係る）」に改め、同項第1号の改正規定中「初回新規登録」の次に「」に、「（もの）」を「（もの）」初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」を加え、同項第2号の改正規定中「初回新規登録」の次に「」に、「（もの）」を「（もの）」初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条、第2条中長野県県税条例第40条、第144条第1項の表の過疎地域の項、第144条の2及び第145条の2第1項の改正規定並びに同条例附則第4条の4の2第1項及び第3項、第4条の4の3第3項、第4条の6、第4条の9、第5条第1項、第7条第4項、第10条、第11条の4並びに第13条第1項及び第3項の改正規定、同条例附則第13条の2の3第1項の改正規定（「100分の15」を「100分の20」に改める部分を除く。）並びに同条例附則第13条の3、第14条第1項、第16条第1項、第3項、第4項及び第7項、第16条の2第1項及び第3項、第17条の2の2第2項から第8項まで、第17条の2の3、第17条の4第1項、第19条並びに第20条第1項の改正規定並びに第4条の規定 公布の日

- (2) 第2条中長野県県税条例附則第11条の2の改正規定及び次項の規定 令和2年1月1日
- (3) 第2条中長野県県税条例第18条の3第1項の改正規定及び附則第3項の規定 令和3年1月1日
- (4) 第3条及び附則第8項の規定 令和3年4月1日
- (5) 第2条中長野県県税条例第40条の12の6の改正規定及び附則第5項の規定 地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)附則第1条第13号に掲げる規定の施行の日
(県民税に関する規定の適用)
- 2 前項第2号に掲げる規定による改正後の長野県県税条例附則第11条の2の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和元年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の長野県県税条例第18条の3第1項第2号の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和2年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
(事業税に関する規定の適用)
- 4 第2条の規定(附則第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の長野県県税条例(附則第6項及び第7項において「新条例」という。)第36条並びに附則第13条の2の2及び第13条の2の3の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
(不動産取得税に関する規定の適用)
- 5 附則第1項第5号に掲げる規定による改正後の長野県県税条例第40条の12の6第1項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の同項に規定する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の同号に掲げる規定による改正前の長野県県税条例第40条の12の6第1項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
(自動車税に関する規定の適用)
- 6 新条例第65条第1項、第2項及び第4項並びに附則第17条の5の4及び第17条の5第2項の規定は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。
- 7 新条例第69条の6第1項第1号及び第5号並びに附則第17条の6第1項及び第3項から第5項まで並びに第17条の7の規定は、施行日以後に納稅義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和2年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。
- 8 附則第1項第4号に掲げる規定による改正後の長野県県税条例附則第17条の6及び第17条の7の規定は、令和3年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

税務課

長野県主要農作物及び伝統野菜等の種子に関する条例をここに公布します。

令和元年7月16日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第4号

長野県主要農作物及び伝統野菜等の種子に関する条例
(目的)

第1条 この条例は、主要農作物及び伝統野菜等(以下「主要農作物等」という。)の種子の生産等に關し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、県が実施する施策その他必要な事項を定めることにより、主要農作物等の優良な種子の安定的な供給を図り、もって本県の主要農作物等の品質の確保及び安定的な生産に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 主要農作物 稲、大麦、小麦、大豆及びそばをいう。
- (2) 伝統野菜等 県内において伝統的に生産されている野菜その他の農作物の品種であって、当該品種の種子の生産を継続する必要があると知事が認めたものをいう。
- (3) 種子管理団体 第6条の規定により知事が指定する団体をいう。
- (4) 種子生産者 主要農作物又は伝統野菜等の種子を生産する者をいう。
- (5) 種子生産関係団体 主要農作物又は伝統野菜等の種子の生産に關係する団体をいう。

(基本理念)

第3条 主要農作物等の種子の生産は、優良な種子が主要農作物等の品質の確保及び安定的な生産のために欠くことのできない重要なものであるという認識の下に行われなければならない。

2 主要農作物等の種子の生産は、他の品種との交雑及び種子の流通の国際化により種子の供給が不安定になるおそれがあることに鑑み、優良な種子が消費者への安全で安心できる食料の安定的な供給に資するものであるという認識の下に行われなければならない。

3 主要農作物等の種子の生産は、県、種子管理団体、種子生産者及び種子生産関係団体の相互の連携の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、主要農作物等の種子の生産に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に當たっては、種子管理団体、種子生産者及び種子生産関係団体と連携を図るものとする。

(種子管理団体等の役割)

第5条 種子管理団体は、基本理念にのっとり、主要農作物の優良な種子の安定的な供給を行うものとする。

2 種子管理団体は、基本理念にのっとり、主要農作物等の種子の保存に努めるものとする。

3 種子生産者は、基本理念にのっとり、主要農作物等の種子の適正な栽培を行い、優良な種子の生産に努めるものとする。

4 種子生産関係団体は、基本理念にのっとり、県が実施する主要

農作物等の種子の生産に関する施策に協力するとともに、種子生産者に対する支援に努めるものとする。

(種子管理団体の指定)

第6条 知事は、第8条並びに第9条第2項及び第3項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる団体を種子管理団体として指定するものとする。

(奨励品種の決定)

第7条 知事は、県内に普及すべき主要農作物として生産を奨励する品種（以下「奨励品種」という。）を決定するものとする。

(種子計画の策定)

第8条 種子管理団体の長は、毎年度、奨励品種の種子の生産に関する計画（以下「種子計画」という。）を知事と協議して策定するものとする。

2 種子計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 奨励品種の種子の需給の見通し

(2) 奨励品種の種子の生産量

(3) 前2号に掲げるもののほか、奨励品種の種子の生産に関する必要な事項

（主要農作物の原原種、原種及び種子の生産等）

第9条 県は、種子計画に基づき、奨励品種の原種の生産に必要な原原種の生産、調達及び供給を行うものとする。

2 種子管理団体は、種子計画に基づき、奨励品種の種子の生産に必要な原種の生産、調達及び供給を行うものとする。

3 種子管理団体は、種子計画に基づき、奨励品種の種子の調達、需給の調整及び備蓄を行うものとする。

(種子生産は場の届出)

第10条 種子生産者（第8条第1項に規定する種子計画に基づき主要農作物の種子を生産する者に限る。次条及び第12条において同じ。）は、奨励品種の種子を生産するは場（次条第1項各号において「種子生産は場」という。）を知事に届け出なければならない。

(は場審査及び生産物審査)

第11条 種子生産者は、奨励品種の種子の品質を保つため、次に掲げる審査を受けなければならない。

(1) は場審査（種子生産は場において栽培中の主要農作物の穂、穂ぞろい、生育状況等について知事が行う審査をいう。）

(2) 生産物審査（種子生産は場において生産された主要農作物の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等について知事が行う審査をいう。）

2 前項各号に掲げる審査（以下この条において「審査」という。）は、種子生産者からの請求により行うものとする。

3 知事は、前項の規定による請求があったときは、当該職員に審査を行わせるものとする。

4 審査の基準及び方法は、知事が定める。

5 知事は、審査の結果について、審査証明書を交付するものとする。

(主要農作物の種子の生産に係る支援)

第12条 県は、種子生産者及び種子生産関係団体に対し、主要農作物の優良な種子の生産のために必要な助言及び指導を行うものとする。

2 県は、次に掲げる事項について必要な施策を講ずるものとする。

(1) 種子生産者の育成及び確保に関すること。

(2) 奨励品種の採種の技術の継承に関すること。

(3) 奨励品種の種子の生産の体制の整備に関すること。

(伝統野菜等の種子の生産等に係る支援)

第13条 県は、伝統野菜等について、その生産を将来にわたって行うことができるようにするため、採種の技術の指導その他の種子の安定的な生産のために必要な施策を講ずるとともに、品種の維持のための種子の保存に対する支援を行うものとする。

(財政上の措置)

第14条 県は、主要農作物等の優良な種子の生産及び安定的な供給に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(補則)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に長野県主要農作物の種子生産に係る基本要綱（平成30年3月30日付け29農技第596号農政部長通知。次項において「基本要綱」という。）の規定に基づき策定されている計画は、第8条第1項の規定により策定された種子計画とみなす。

3 この条例の施行の際現にされている基本要綱の規定に基づく届出は、第10条の規定による届出とみなす。

農業技術課

屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年7月16日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第5号

屋外広告物条例の一部を改正する条例

屋外広告物条例（平成5年長野県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第23条の2第1項中「安曇野市」の次に「、飯島町」を加える。

附 則

この条例は、令和元年8月1日から施行する。

都市・まちづくり課

県営水道条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年7月16日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第6号

県営水道条例の一部を改正する条例

県営水道条例（昭和38年長野県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項中「第4条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

水道事業課

長野県立武道館条例をここに公布します。

令和元年7月16日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第7号

長野県立武道館条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づき、武道館の設置及びその管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 武道その他のスポーツの振興を図るため、長野県立武道館（以下「武道館」という。）を佐久市に設置する。

(利用の許可)

第3条 武道館を利用しようとする者は、次条の規定によりその管理を行わせる指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

(指定管理者による管理)

第4条 武道館の管理は、指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者の指定)

第5条 指定管理者の指定は、武道館の管理を行うことを希望するものを公募し、その申請により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て行うものとする。

(公募)

第6条 前条の公募は、次に掲げる事項を公告して行うものとする。

(1) 武道館の概要

(2) 指定管理者の指定の期間

(3) 前2号に掲げるもののほか、長野県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項

(指定の申請)

第7条 第5条の申請は、教育委員会規則で定めるところにより、申請書に事業計画書（職員、武道館の管理の方法その他の武道館の管理業務の実施に関する計画を記載した書類をいう。次条において同じ。）その他教育委員会規則で定める書類を添付して行うものとする。

(候補者の選定の基準)

第8条 第5条の候補者の選定は、次に掲げる基準により行うものとする。

(1) 県民の平等な利用が確保されること。

(2) 事業計画書の内容が、武道館の効用を最大限発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書の内容の確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

(4) 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないものでないこと。

(指定の告示)

第9条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定の期間を告示しなければならない。

(業務の範囲)

第10条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 武道館の利用の許可に関する業務

(3) 武道館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務

(4) 武道その他のスポーツの振興に資する事業の企画及び実施に関する業務で教育委員会が必要と認めるもの

(5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(管理の基準)

第11条 指定管理者が行う管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 武道館の休館日について、毎月の第1月曜日及び第3月曜日（これらの日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）並びに12月29日から翌年1月3日までとすること。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(2) 武道館の利用時間について、午前9時から午後9時までとすること。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。

(3) 武道館の利用の停止及び許可の取消しについて、武道館の施設を損傷した場合その他の教育委員会規則で定める場合に行うことができるものとすること。

(4) この条例及び次条の規定による協定を遵守して行うこと。

(5) 指定管理者がその業務を行うに当たって取得した利用者の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、武道館の管理を適切に行うために必要な基準で教育委員会が定めるもの

(協定の締結)

第12条 教育委員会及び指定管理者は、次に掲げる事項について、協定を締結するものとする。

(1) 法第244条の2第7項に規定する事業報告書に関する事項

- (2) 利用者の個人に関する情報の取扱いに関し必要な事項
 (3) 前2号に掲げるもののほか、武道館の管理に関し必要な事項
 (利用料金の納付等)

第13条 武道館を利用しようとする者は、利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとする。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ知事が承認を得て、指定管理者が定めるものとする。
 (利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特に必要があると認めるときは、利用料金について知事が定める額を基準とした額を減免することができる。

- (1) 国、地方公共団体又は県内の学校が利用するとき。
 (2) 前号に定めるもののほか、知事が定める特別の理由があるとき。
 (利用料金の還付)

第15条 指定管理者は、既に納付された利用料金を還付しないものとする。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特に必要があると認めるときは、知事が定める額を基準とした額を還付することができる。

- (1) 利用する者の責任によらない理由で利用できなくなったとき。
 (2) 利用の申込みをした者が知事が定める日までにその申込みを取り消したとき。
 (3) 前2号に定めるもののほか、知事が定める特別の理由があるとき。

(管理等の委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、武道館の管理及びこの条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年3月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
 (準備行為)

2 第5条の規定による指定管理者の指定及び第13条第3項の規定による利用料金の設定並びにこれらに関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても、第5条から第9条まで、第12条及び第13条第3項の規定の例により行うことができる。

(別表) (第13条関係)

1 主道場、柔道場及び剣道場

(1) 専用する場合

区分		金額	
		アマチュアスポーツを利用する場合	アマチュアスポーツ以外に利用する場合
主道場	固定された観客席を利用する場合	1時間について 8,600円	1時間について 34,500円
	固定された観客席を利用しない場合	〃 4,600円	〃 18,400円
柔道場		〃 1,500円	〃 6,300円
剣道場			

(備考) アマチュアスポーツ以外に利用する場合で、入場料又はこれに類するものを徴収して利用するときは、この表に掲げる区分に従い、当該区分に定める額（2以上の区分に該当するときは、それぞれの区分に定める額の合計額）に、入場料又はこれに類するものの総額に100分の5を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算した額とする。

(2) 専用しない場合

区分	金額	
	一般	小・中学生及び高校生
主道場		
柔道場	1人1時間について 150円	1人1時間について 50円
剣道場		

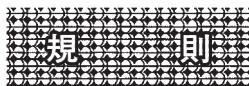
2 会議室

区分	金額
大会議室	1時間について 800円
小会議室	〃 500円

3 備品等

区分	金額
備品を利用する場合	知事が別に定める額
冷房又は暖房を利用する場合	

スポーツ課



長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年7月16日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第6号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

第1条 長野県県税に関する規則（昭和34年長野県規則第67号）の一部を次のように改正する。

第61条中「第40条第11項」を「第40条第12項」に改める。

第61条の2中「第40条第10項」を「第40条第11項」に改める。

第86条の22第1項第2号を次のように改める。

(2) 45,000円（条例附則第17条の6第1項又は条例附則第17条の7第3項の規定の適用を受ける自動車にあっては51,700円、条例附則第17条の6第3項又は条例附則第17条の7第4項の規定の適用を受ける自動車にあっては11,500円、条例附則第17条の6第4項又は条例附則第17条の7第5項の規定の適用を受ける自動車にあっては22,500円）

附則第6項中「附則第17条の2」を「附則第17条の5の4」に改める。

様式第82号中「第40条第11項」を「第40条第12項」に改める。

様式第82号の2中「第73条の2第4項」の次に「(第5項)」を、「第7条の3第4項」の次に「(第7条の3の2第4項又は第5項)」を加える。

第2条 長野県県税に関する規則の一部を次のように改正する。

第86条の22第1項第2号中「条例附則第17条の7第4項」を「第5項」に改め、「又は条例附則第17条の7第5項」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中長野県県税に関する規則第86条の22第1項第2号の改正規定及び同規則附則第6項の改正規定は令和元年10月1日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

(自動車税の減免に関する規定の適用)

2 第2条の規定による改正後の長野県県税に関する規則第86条の22第1項第2号の規定は、令和3年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

税務課

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年7月16日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第7号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則（平成6年長野県規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第2の高速自動車国道中央自動車道西宮線の項及び別表第3の高速自動車国道中央自動車道西宮線の項中「駒ヶ根市道琴ヶ沢線」を「上伊那郡飯島町道鳴尾北線」に改める。

附 則

この規則は、令和元年8月1日から施行する。

都市・まちづくり課

長野県立武道館規則をここに公布します。

令和元年7月16日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第1号

長野県立武道館規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び長野県立武道館条例（令和元年長野県条例第7号。以下「条例」という。）の規定に基づき、長野県立武道館（以下「武道館」という。）の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の申込み)

第2条 条例第3条の規定による利用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を条例第4条の規定により武道館の管理を行う指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。ただし、専用しないで利用する場合にあっては、口頭によることができる。

(1) 氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 利用目的

(3) 利用日時

(4) 入場料又はこれに類するものを徴収して利用する場合にあっては、その旨及び当該徴収する入場料又はこれに類するものの予定総額

(5) アマチュアスポーツ以外に利用する場合にあっては、その旨

(6) 利用人員